

知って  
おきたい

# 暮らしとお金のいろは

第2回

# 暮らしとお金のいろは

第2回

友人から、葬儀代として終身保険に入ったと聞きました。私は預金があれば葬儀代のために保険に入る必要はないと思います。保険に入るメリットはあるのでしょうか？（50代 男性）

**A** 死亡になった後に故人の預貯金を使うには、  
**Q** 遺産分割協議書が必要となります。  
**A** 死亡保険金は受取人固有の財産であり、  
**Q** 遺産分割協議書は必要ありません。

預貯金はとても便利です。何かあった時にすぐに使えます。ですが、故人の口座はすぐには使えません。一時的に「凍結」されまし。相続手続きが完了し銀行ごとに「遺産分割協議書」を提出します。すべての手続きが完了後、初めて口座にあるお金を使うことができます。

では、生命保険のメリットにはどのようなものがあるでしょうか。

○死亡保険金は「受取人固有の財産」であるため遺産分割協議書が必要ない。（相続を放棄した相続人でも受け取れる）

○死亡保険金は「500万円 × 法定相続人の数」が非課税。

亡くなつた後には、「葬儀」「病院への支払い」等のお金が必要になります。生命保険はそのお金を見積るのにとても有効です。しかし、相談者の中には「ATMのキャッシュカードがあるから大丈夫です」という人もいます。故人の口座にあるお金を手続きをせず下ろした場合、「相続→争続」になるケースや、「法的な罰則」を受けることもあります。亡くなつた後にご遺族がお金で困らないうつ、「今からしっかりと準備しておこう」とが重要です。



2013年7月現在の税制・税率に基づき作成しています。税率は将来変更されることがありますので、注意ください。また、個別の税制に関する取り扱いは、税理士または所轄の税務署にご確認ください。

協力 募集代理店(有)ファミリーライフクラモチ 大森 健一さん  
大森健一さんプロフィール 独立系FP事務所(有)ファミリーライフクラモチ所属  
AFP・住宅ローンアドバイザー資格者 資格を活用しセミナー講師・個別相談等を実施  
(募集代理店(有)ファミリーライフクラモチ 千葉市永田997の1 ☎0120・123001)